

他教科の高等学校教諭免許状を取得したい方

免許状の種類

- 高等学校教諭免許状（専修、1種）

根拠規定

- 免許法別表第4

取得方法

- 高等学校教諭免許状を有する方が、他の教科の高等学校教諭免許状を取得する方法は、〈表30〉のとおりです。

〈表 3 0 〉

取得しようとする免許状			専修免許状	1種免許状
所要資格	有することが必要な免許状		専修免許状	専修免許状 1種免許状
	最低修得単位数の合計 (7) + (イ) + (ウ)		48単位	24単位
欄	科目	含めることが必要な事項	/	/
第 2 欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 (注)の1参照	各科目1単位以上	各科目1単位以上
		最低修得単位数(ア)	20単位	20単位
第 6 欄	教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	4単位以上	4単位以上
		最低修得単位数(イ)	4単位	4単位
第 6 欄	大学が独自に設定する科目 最低修得単位数(ウ)		24単位	/

(注)

- 1 「教科に関する専門的事項」の修得方法は、＜表 2 6＞を参照してください。
- 2 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、取得しようとする免許の教科に限ります。
- 3 この表で専修免許状を取得しようとする者で、その教科の 1 種免許状を所持している場合は、専修免許状の取得に係る単位から、1 種免許状の取得に係る単位を差し引いた 2 4 単位を、大学が独自に設定する科目より修得してください。
この場合、単位は大学院、大学の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程で修得してください。